



受動喫煙のない
すこやかな社会へ

受動喫煙対策
推進マスコット
けむいモン

ルールだモン! 受動喫煙対策



京都府広報監
まゆまる

©京都府まゆまる 240014

違反した場合は、
罰則が科されることが
あります。

屋内は原則禁煙

各種喫煙室への標識の掲示

20歳未満の方は喫煙室への立ち入りは禁止

これらのルールが義務づけられています。

